



新・介護保険 を考える 10

— 社会福祉法人 の本来業務は？ —

理事長 鈴木 恂子



厚生労働省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書をうけて、社会保障審議会福祉部会で社会福祉法人制度見直しが議論されています。併せて社会福祉法人、福祉施設での内部留保や社会福祉法人の理事長による不正スキャンダル等が新聞等で報じられています。内部留保は社会貢献事業として地域に還元すべし、同じ介護保険事業者として株式会社等の民間事業者と同様に課税すべし、等の指摘があります。

社会福祉法人の役割は何か、あらためて確認するために、老人福祉施設の役割の変化を通して社会福祉法人の現状を整理しました。

社会福祉施設は、戦後の混乱期や経済成長の波にのりおくれたり、競争社会など、時代時代の社会状況のなかで生活が成り立たない人々の生活を公的に保障するために補助金（基準額の3/4）で整備してきました。

公的責任を負って税金を主たる財源に運営するために、非営利で市場の価値観とは別の福祉理念をもつ社会福祉法人のみが経営主体として認可されました。

2000年、社会福祉の基礎構造改革により、公的責任から自己責任へ、措置から契約・選択という大転換があり、社会保障の財源は税から保険制度へと移行しました。施設整備の補助金は現在1/3程度、法人の自己資金の不足分は借入金でまかない、返済財源の大半は利用者の居住費負担になりました。

その結果、公的福祉の具現化の場から介護保険市場へ、利用者負担は応能負担から応益負担へ、生活の基盤や基本的生活支援から介護サービスの提供と変化し、本来的社会福祉法人の役割は希薄になりました。またそうした環境のなかで社会福祉法人が多様化してきたことも事実です。

そして15年間。個別の問題として地域に埋もれていた様々な状況が顕在化し社会問題となってきました。

社会福祉法人の本来業務は ①衣食住をはじめとする生活基盤の提供と、②日々安心して暮らせる生活支援です。

加えて、経済力の弱い人、自立が困難な人々を支援するために制度化されたのが福祉施設でした。

多様な経営主体と同様のサービス提供事業者に位置付けられ、社会福祉法人の役割使命があいまいになり、今その存在が問われています。社会福祉法人の役割を追求し、本来業務を見失いたくないのですが…。

| | 生活保護法 → 老人福祉法成立から充実へ | 老人福祉法 → 介護保険法へ | 地域の現状 | まとめ | |
|--------|---|---|--|---|--|
| 変 化 | 生活保護法（1950年） 衣食住 養老施設 | 住宅扶助・生活保護 老人福祉法の質的变化 養護老人ホーム → 軽費老人ホームA・B型 → ケアハウス（介護保険法：特定施設指定） 特別養護老人ホーム → 介護保険法（介護老人福祉施設指定） 在宅サービス → 介護保険法（各種 居宅介護サービス指定） 在宅介護支援センター → 介護保険法（包括支援センター / 区市から委託） | 2003年三位一体の改革により措置費は地方交付税に含まれ、一般財源化により区市の入所数に予算枠があるため入所が限定される傾向にある 介護保険法（2006年から適用）： 特定施設指定または外部サービス利用 | 社会問題として顕在化する生活課題 ・家族がいない、経済力がない ・年金収入 月額10万円以下 ・住む家がない ・食材が買えない ・調理ができない ・買い物ができない ・外出ができない ・医療費が払えない ・受診を抑制する ・通院できない ・掃除や片付けができない ・洗濯できない ・ゴミ出しできない ・歩行がおぼつかない ・判断できない ・火の始末ができない ・電気・ガス料金が払えない ・配偶者の介護が負担 ・人とのつきあいがいい ・行くところがない | 介護保険と自己責任で安心して暮らすためには、年金等の所得保障のうらづけが必要です。 しかし実質手取り年金は年々減少し、医療保険も含め保険料負担は上がる、利用料負担も増加となり、生活が苦しくなる高齢者が増えています。介護保険も医療保険も利用料が1割、2割、3割と増加し、本来利用すべきサービスや医療を先送りに自制することも少なくありません。予防より重度化を進めてしまいます。 住むところを確保し、暮らしをたてていくためにどうしたらよいか、答えが見つかりません。 第6期の市区の計画は、地域包括ケアシステムの施策のもと、介護予防・生活支援、家事援助も含めた「総合事業」がテーマになっています。そして近隣や高齢者相互の互助のしくみが求められています。 一方、社会福祉法人は地域貢献として、生活困窮者の支援等を義務化する検討も進められています。 しかし地域格差や任意性のあやうさも危惧されています。 |
| | 老人福祉法（1963年） 衣食住 + 文化的な生活 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 1989年 ゴールドプラン 1990年 在宅福祉サービスの推進 在宅三本柱 （デイサービス・ホームヘルプ・ショートステイ） 介護需要の拡大 | 介護保険法（1999年成立） 2000～第1期 4月より施行・老人福祉法から移行期 2003～第2期 居住費・食費 一部利用者負担へ 2006～第3期 介護保険本格実施 地域密着型サービス創設 2009～第4期 医療職の評価と加算 2012～第5期 住まいとサービス 2015～第6期 予防給付は自治体特養 要介護3以上利用者負担増（一 定所得以上二割負担） | 老人福祉法から移行期 人福祉法から移行期 部利用者負担へ / 給付の適正化・予防給付新設 ス創設 算 / 複合型サービス等地域密着型新サービス の介護予防・生活支援総合事業へ 上原則（要介護1、2 → 特定入所） 定所得以上二割負担） | 老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホームは衣食住+文化的生活を現物で提供する場であった。年金がなくても、少な制度が変化した2000年、生活の保障は生活保護法に残し、高齢者の社会保障は「介護」にて、サービス付き高齢者住宅等が急増しているが、居住費等の利用者負担が重く、年金がなくなり、食事の宅配業や家事サービスも市場で多様化している。経済力のある高齢者には、で購入する力のない単身・老世帯の生活は孤立している。 していないため、衣食住をはじめとする生活上の課題は、介護保険では解決できない。介立たない高齢者が困窮している。残る生活保護法は、制約が多く、誰でも利用できるわけのではない。 | 制度の谷間をつくらないためには、まず生活を包括的に支えるしっかりとした制度基盤が必要です。だれもが安心して生活できる制度があって、はじめて自発的な活動として自助互助が期待できるように思います。 |
| 解 説 | 戦後急増した貧困者対策として1946～50年に福祉三法が整備された。 1946年旧生活保護法から生存権保障を明確にした生活保護法は1950年成立。保護施設として養老施設があった。 | 老人福祉法成立（1963年）当初は、養護老人ホームが主流であったが、1970年代以降特別養護老人ホームが急増した。 1975年、保谷市（現西東京市）緑寿園が在宅サービス事業を創設、以後1980～90年代の特別養護老人ホームはデイサービス、ショートステイ等の在宅サービスを併設するようになった。ホームヘルプの多くは市や社協の事業だった。 | 老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホームは衣食住+文化的生活を現物で提供する場であった。年金がなくても、少な制度が変化した2000年、生活の保障は生活保護法に残し、高齢者の社会保障は「介護」にて、サービス付き高齢者住宅等が急増しているが、居住費等の利用者負担が重く、年金がなくなり、食事の宅配業や家事サービスも市場で多様化している。経済力のある高齢者には、で購入する力のない単身・老世帯の生活は孤立している。 していないため、衣食住をはじめとする生活上の課題は、介護保険では解決できない。介立たない高齢者が困窮している。残る生活保護法は、制約が多く、誰でも利用できるわけではない。 | 制度の谷間をつくらないためには、まず生活を包括的に支えるしっかりとした制度基盤が必要です。だれもが安心して生活できる制度があって、はじめて自発的な活動として自助互助が期待できるように思います。 | |

（編集：法人事務局 青木 志乃）